

第 22 期第 14 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 5 月 24 日（水） 14 時 00 分から 14 時 40 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 池守力 丹野雅彦 小西正之
川内谷藤一 池田幸雄 上山稔彦 太田誠
鎌田英暢 佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員 佐藤一義 松尾英二 野崎泰生 伊藤保夫
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 相川英毅
石狩振興局産業振興部水産課 専門主任 吉田明弘
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 村野原
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 石狩後志海区漁場計画（第 8 次共同漁業権・第 15 次区画
漁業権）（案）について（答申）
議案第 2 号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間につ
いて（答申）
議案第 3 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第 4 号 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能
量の当初配分案等について（答申）
- 8 報告事項 (1) 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告につ
いて
(2) 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に該当する免許をすべき者の審査基
準について
(3) くろまぐろに関する令和 5 管理年度にける知事管理漁獲可能量
の変更について
(4) 全国海区漁業調整委員会連合会の委員表彰について
- 9 その他

【議事の概要】

林事務局長	ただいまから、第 22 期第 14 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	今期第 14 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には

時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の相川水産課長様、後志総合振興局の岩田水産課長様、また職員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて期待しておりました春一番のこうなご漁でございますけど、未曾有の不漁ということで、いまだに市場に1尾も出荷が無いという状況で推移しております、過去にも不漁はございますけど、これほどまでの不漁は経験が無いと思っております。これらの原因につきましては新聞等でも周知されておりますが、原因の究明ということで今後、動き出すとういうことで情報を得ているところです。いずれにしても大宗漁業であるということと、春一番の漁業というようなことで、漁業者もさることながら加工業者も大変痛手をこうむっている状況でございます。さて本日提案いたします案件は、協議事項4件、報告事項4件、非常に今日は多い議事案件を提案します訳ですけど、皆様方の特段のご支援、ご協力により迅速に進めたいと考えておりますので、よろしく願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

林 事 務 局 長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱 野 会 長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、佐藤一義委員、松尾委員、野崎委員、伊藤委員が所用により欠席しています。したがって、委員総数15名中、出席は11名であり過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、池守委員と池田委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号について、上程します。事務局より説明願ひます。

林 事 務 局 長

「議案第1号石狩後志海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)(案)について」ご説明申し上げます。「資料1」をご覧ください。「資料1」は、5月9日付け、北海道知事からの諮問文です。第8次共同及び第15次区画漁業権漁場計画振興局最終案につきましては、4月5日開催の委員会で決定していただき、その後、石狩・後志両振興局より水産林務部長へ提出されました。その後、利害関係人の意見聴取を約1ヶ月間行い、今回、漁場計画案として、知事が作成し、当委員会あて諮問があったものです。次に、「資料2」をご覧ください。石狩後志海区漁場計画案の共同漁業権及び区画漁業権です。9ページ中段までが共同漁業権、9ページ中段から10ページが区画漁業権です。内容については、振興局最終案からの変更はございませんので、後ほどお目通し願ひます。10ページ下段をご覧ください。2沿岸漁場保全に関する事項はなし、3免許予定日は令和5年9月1日、4申請期間は、令和5年6月11日から令和5年7月10日午後5時までとなっております。また、「資料3」の漁場図につきましても、振興局最終案からの変更はござ

いませんので、後ほどお目通し願います。次に、「資料4」をご覧ください。5月15日から5月18日に開催しました公聴会の結果概要です。石狩後志地区全ての漁協において開催し、各地区とも案のと通りの漁場設定について承認をいただいております。なお、詳細につきましては、「資料5」に各地区ごとの公聴会記録を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同 (なしの声)

濱野会長 なければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同 (異議なしの声)

濱野会長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申します。次に、議案第2号を上程します。事務局より説明願います。

林事務局長 「議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明申し上げます。「資料6」をご覧ください。「資料6」は北海道知事からの諮問文となります。諮問の主旨や内容についてですが、改正漁業法が、令和2年12月1日に施行され、それ以降に更新となる知事許可漁業は、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定める必要があるため、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、申請期間を原則1ヶ月以上設ける必要があると、北海道漁業調整規則で定めています。また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、更新の日の約2ヶ月前までに、公示しなければならぬため、これらに該当し、更新となる漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。5ページ目、「資料7」をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分1種類、後志総合振興局処分1種類の計2種類です。6ページからは公示案となります。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整、資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあっては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めて おります。参考資

料として9ページ目以降に「制限措置等の取扱い」を添付しているので、お目通し願います。8ページ目、「資料8」をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。基準は漁業ごとで設定できますが、現在のところ全ての漁業で共通した内容としております。次に内容についてですが、第1～5位に区分され、申請区分として操業実績者と新規者に区分され、まず、操業実績者が優先されます。第1位は操業実績があり誠実に営んだ実績がある者で、第2位は操業実績を有するが、過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第3位は許可を有するが操業実績がない者で、第4位は第3位の者で過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第5位は現に有効な当該漁業の許可等を有しない者。すなわち本当の意味での新規者となります。ここでは、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定しますが、合計点数が同じであればくじ引きにより決定することとなります。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第2号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申します。次に、議案第3号と第4号は関連があるので一括で上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第3号北海道資源管理方針の一部改正」と「議案第4号特定水産資源に関する令和5年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等」について、北海道知事より諮問がありました。関連がありますので、一括して説明いたします。始めに「北海道資源管理方針」の一部改正について、ご説明します。「資料9」をご覧ください。「資料9」は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙1のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基

づき、当委員会に諮問があったものです。別紙に北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が現行の道方針、左が改正案となっております。今回変更がある部分については、朱書きで下線を引いた部分となっております。今回の主な改正内容について、説明します。29ページ目「資料9-1 北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」をご覧ください。今回の改正内容は大きく分けて(1)と(2)にお示しする2点となります。まず一点目(1)ですが、別紙1の2ページ目、さんまの配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。続いて二点目(2)ですが、別紙1、新旧対照表の3ページ以降にあります、北海道資源管理方針の別紙3の追加です。国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。このため、昨年12月の当委員会において審議していただき、19資源を追加したところですが、今回は残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、これで現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。資源ごとの資源管理の方向性は、30ページ目、資料9-2をご覧ください。資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性(案)を記載しており、備考欄には資源評価の状況を記載しております。資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2028年までに中位、中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。なお、備考欄で「資源評価なし」と記載されている資源については、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。漁獲努力量が減っていたり、時化など海況の影響など、漁獲量だけでは資源水準を的確に判定できないことは十分承知しておりますが、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいと考えておりますので、年度内に円滑に協定に移行するためご理解をお願いいたします。33ページ目以降に、改正後の北海道資源管理方針を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。次に「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」をご説明します。「資料10」をご覧ください。「資料10」は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば及びず

わいがにに関する令和5管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。また、併せて、令和5管理年度のさんまの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙1及び別紙2に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。5ページ目、「資料10-1」令和5年のTACについてをご覧願います。これは、4月24日に開催された「水産政策審議会の資源管理分科会」を経て、国から示された、令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示したものです。まさば及びごまさばについては、最大持続生産量いわゆるMSYを達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、ABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量は170.3万トンに対し、2021年の平均親魚量は168.6万トンでMSYをわずかに下回る資源状態となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定されたTACは前年より1千トン多い51万トンとなっております。令和5管理年度のTAC配分については、日本全体の51万トンに対し大臣許可漁業に29万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。次に、ずわいがにですが、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。また、オホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1千トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。続きまして、「資料10-2」令和5年のTACについて（変更分）をご覧願います。これは、4月24日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、さんまの令和5管理年度における漁獲可能量の変更に基づき北海道に定められた、数量の概要などを示したものです。さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の118,131トンとなっております。なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われており北海道に対しては4,800トンが配分されています。各魚種の知事管理区分における配分の詳細は、7ページ目、資料10-3まさば及びごまさば、8ページ目、資料10-4ずわいがに、9ページ目、資料10-5さんまに記載しておりますので、値ほどお目通し願います。最後に資料が戻りますが4ページ目、別紙3、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧下さい。1背景ですが、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度まで

は国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正され、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種であるまいわし太平洋系群、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。2今後の取扱いをご覧ください。さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。最後に、「資料10-6」として令和4年と令和5年の配分量の比較についてを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしく願います。

濱野会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同 (なしの声)

濱野会長 無ければ、議案第3号及び議案第4号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同 (異議なしの声)

濱野会長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に、報告事項1について、事務局より説明願います。

林事務局長 「報告事項1共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」ご説明申し上げます。「資料11」をご覧ください。「資料11」は北海道知事からの報告文となります。漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者から知事に資源管理の状況報告があり、同法同条第2項の規定により当海区漁業調整委員会に対し報告がされたものです。この報告は、漁業法の改正により報告が開始されたものであります。報告の対象となるのは共同漁業権及び区画漁業権であり、報告の内容は「資料12」のとおりとなります。「資料12」をご覧ください。報告の内容は、漁業法施行規則第28条第2項各号にさだめられており、漁業権の種類は共同漁業権及び区画漁業権、免許番号は記載のとおり、報告の対象となる期間は令和3年1月1日から令和3年12月31日、資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、

知事が漁業権者から報告を受けた内容などから、確認した結果を記載しております。報告の対象となる共同及び区画漁業権は、資源管理の取組状況については、全ての漁業権で適切に資源管理に取り組まれていると認められますが、漁場の活用状況については、赤字で記載しておりますが、一部の漁業種類において、合理的な理由がなく、行使されていない状態であり、漁場を適切かつ有効に活用されていないと、知事から意見が付されております。なお、漁場の活用状況については、漁業権漁業が営まれ、生産額があがっていれば、適切かつ有効と判断しております。また、資源保護のための休漁や漁獲物を他の漁業の餌料として利用しているなどの合理的な理由がある場合も、適切かつ有効としています。また、漁場が適切かつ有効に活用されていない場合、当該漁業権者に対し、漁場の適切かつ有効を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものと法で定められており、指導しようとするときは、海区委員会の意見を聞くこととなっておりますが、今回が初めての海区委員会への報告に加え、全道的な運用を整理・検討する必要があるため、今回の報告においては指導・勧告の対象にしないこととしております。説明は以上となります。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無いようですので、次に報告事項2について、振興局より説明願います。

村野漁業管理係長

後志総合振興局水産課の村野と申します。「報告事項2 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について」ご説明申し上げます。お手元の資料13と14が説明資料です。はじめに令和2年12月1日付けで施行された改正後の漁業法では、免許に当たっての優先順位制度が見直されました。これまでは、同一の漁業権については、適格性を有する者からの免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められており、これに基づき免許する者を決定しておりましたが、改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することになりました。令和4年4月14日に発出された水産庁の技術的助言では、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するための審査基準をあらかじめ定めることとされていることから、道では、この審査基準の作成を進めており、お配りした資料13の「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）（案）」を作成したところであり、それでは、審査基準案の説明に入りたいと思います。資料13の2ページをご覧ください。はじめに、この審査基準（案）は、定置漁業に係る審査基準となっておりますので、ある一つの定置漁業の漁場に、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者から複数の申請が

あった場合に用いることとなります。言い換えますと、ある一つの定置漁業の漁場に対して免許申請が1件しかない場合や、複数の申請がある場合であっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありません。審査基準「第1」についてですが、ここでは、この審査基準で用いる用語を定義しています。第1項ですが、この審査基準で用いる「満了漁業権」について定義しており、漁業法第73条第2項第1号で定める「満了漁業権」と同じ意味であります。第2項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者」について定義しており、申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者のことをいいます。第3項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者等」について定置しており、1号及び2号の両方の条件を満たす者をいいます。第1号ですが、当該満了漁業権者と同一であるか、または、当該満了漁業権者が共同経営体の場合になりますが、当該満了漁業権者の構成員であってその議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めていること。例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、議決権が各々1つずつ持っている場合であれば、3人全員又は2人であることとなります。第2号ですが、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員の全員の同意があること。例えば、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、1人が申請に加わらない場合、3人全員の同意があることとなります。第4項ですが、この審査基準で用いる「役員等」について定義しており、法人の種類によって第1号と第2号とで分けて定義しています。この「役員等」は、このあと説明します第2第2項第1号及び第2号で規定する「法人化による申請」に係る申請で出てきます。第1号ですが、法人が株式会社の場合で、会計参与及び監査役を除く取締役を「役員等」と定義しています。これは、会計参与及び監査役は、法人の経営に直接関わらないため除外しています。第2号ですが、法人が持分会社の場合で、社員を指しています。定款で「業務を執行する役員」を定めている場合は、この「業務を執行する役員」を指します。第5項ですが、この審査基準で用いる「他の者」を定義しており、第3項で定義しています「当該満了漁業権者等」以外の者のことを言います。審査基準「第2」についてですが、ここから申請者のパターン毎の具体的な審査基準について規定しています。第1項ですが、先ほど第1第3項で定義した「当該満了漁業権者等」が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。これは、免許を受けた漁場を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与することと考えるからです。なお、申請者が法第71条第1項各号の「免許をしない場合」に該当しないことが前提です。第2項ですが、「当該満了漁業権者等」が法人化や共同経営化をして、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合の取り扱いを免許申請の形態別に第1号から第3号に分けて規定しています。第1号は、「当該満了

漁業権者等」が法人を設立しその法人の役員等になって、その法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。第2号は、「当該満了漁業権者等」が、先ほど第1第5項で定義した「他の者」と共同して法人を設立し、「その法人の役員等のうち、当該満了漁業権者等になっている役員等の議決権の合計が、その法人における議決権全体の3分の2以上を占めている」法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。第3号は、「当該満了漁業権者等」が、「他の者」と共同経営を行う場合で、「その共同経営体における議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等が占めている」共同経営体が免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。第3項ですが、第1項から第2項で規定しているケースではないが、個別に検討した結果、第1項から第2項と同様に扱うべきと判断される申請があったときには、その申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。第4項及び第5項についてですが、第1項から第3項に該当する者から申請が無く、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、別紙1「地域の水産業の発展に最も寄与する項目」で評価し、その点数の合計が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。また、点数の合計が最も高い申請者が複数いた場合は、これら点数の合計が最も高い申請者全員でくじ引きを行い、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決めることと規定しています。なお、別紙1の評価項目は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しております。評価項目の詳細は、後ほど説明します。附則では、この基準の適用開始日を規定しており、令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用することとしています。「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）別紙1（案）」をご覧ください。これは、先ほどの説明と重複しますが、この別紙1は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しております。7つの項目（小項目）を設けており、最大で6点満点となっています。個々の項目について説明します。小項目「資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組み」についてです。これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある者（ただし、申請する漁業権が存在する海区にある定置漁業権の漁業権者が参加する協定に、申請する漁業権で参加する場合に限る。）に、1点加点するものです。小項目「秋サケの増殖事業への参加」についてです。これは、申請する漁業権がある地域の地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある

者に、1点加点するものです。小項目「労働者の確保状況又はその計画」についてです。これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする者である場合に加点するもので、①申請日時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合は1点を、②今後雇用する計画を持っている場合は0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないものです。小項目「生産体制の効率化による経費縮減の取組」についてです。これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました「審査基準本文の第2第2項及び第4項」に該当しない申請について1点加点するものです。①は共同経営化、②は法人化の場合です。小項目「定置漁業の着業に向けた体制の整備」についてです。これは、申請する定置漁業権で使用する漁船や漁具を準備している又は準備する計画がある場合に加点するもので、①漁船と漁具両方をすでに所有している又は所有はしていないが使用权をすでに取得している場合や、まだ所有や使用权を取得していないが所有や使用权を取得する具体的な計画がある場合は1点を、②漁船及び漁具の所有または使用权を取得する計画がある場合は0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないものです。小項目「地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加」についてです。これは、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある。または、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中毎年実施する場合に限りです。小項目「豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況」についてです。これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、「魚付林や河畔林の整備保全活動」、「魚道維持清掃活動」、「港や海岸清掃活動」を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。なお、活動に従事するか直接出資するものに限りです。次に資料14の共同漁業及び区画漁業の審査基準案についてです。先に説明した定置漁業とは別に、共同漁業及び区画漁業においても審査基準が必要であることから、お配りした資料14の7ページにある「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（共同漁業及び区画漁業）（案）」を、道が作成したものです。海面においては、今次の切替でこの審査基準により適用が想定される申請はありませんが、国のガイドライン等で作成すべきとされているものです。以上で説明を終わります。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同	(なしの声)
濱野会長	無いようですので、次に報告事項3について、事務局より説明願います。
林事務局長	「報告事項3くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明申し上げます。「資料15」をご覧ください。くろまぐろの数量管理においては、海域別の配分を速やかに行うため、TAC数量管理委員会を経て行われる知事管理漁獲可能量の変更は、海区漁業調整委員会への報告するものとされており、今回は、4月28日付けで前期未利用分の繰越しや国の留保からの追加配分に係る変更となっております。4月28日付けの変更により、北海道の知事管理漁獲可能量は、小型魚は50トン、大型魚は365.3トン配分されています。説明は以上となります。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無いようですので、次に報告事項4について、事務局より説明願います。
林事務局長	「報告事項4全国海区漁業調整委員会連合会の委員表彰について」ご説明申し上げます。「資料16」をご覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会から委員表彰者の決定について、通知がありました。当委員会からは、一般表彰として、川内谷委員、野崎委員の2名が授賞されました。表彰状は後日、当事務局あて送付されますので、各事務所において表彰状を交付する予定です。日程等が決まりましたらご案内いたします。なお、授賞された委員の皆様におかれましては、濱野会長の意向により事務局で額縁を用意贈呈することも併せてご報告いたします。説明は以上となります。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで、本日の議案はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。
林事務局長	以上で、第14回の委員会を終了いたします。